



報道発表資料の配信日時 3月10日(水) 14時00分

発表項目 (行事名)	北海道とViemウェア株式会社との連携及び協力に関する協定について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>Viemウェア株式会社(本社:東京都港区、代表取締役社長:山中直)と北海道は、双方の有する資源(北海道:自治体最大規模の行政ネットワーク、Viemウェア:仮想化技術、情報セキュリティ及びデジタル人材)を生かし、連携と協力のもと、自治体デジタル化に向けた取組の実施に関し、2月24日に協定を締結しました。</p> <p>この協定により、Viemウェア株式会社と北海道が相互連携することで、ICTを活用した業務改革と働き方改革を一層推進し、道民サービスの質の向上を図ります。</p> <p>(※Viemウェア株式会社は、ソフトウェア企業売上高ランキング世界6位(2019年)、仮想化の分野で世界的標準の会社です)</p>		
参考	協定書(写)		

報道(取材)に当たってのお願い			
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	総合政策部情報統計局情報政策課情報基盤係(担当者:荒木、櫻井) TEL ダイヤルイン 011-204-5285 内線 23-553、23-555		
-------------	--	--	--

ヴイエムウェア株式会社と北海道との連携及び協力に関する協定書

ヴイエムウェア株式会社（以下「甲」という。）と北海道（以下「乙」という。）は、それぞれが有する資源を有効に活用し、連携と協力のもと、自治体デジタル化に向けた取組の実施に関し、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の人的並びに知的資源を活用し、密接に連携及び協力し、仮想化技術の導入、情報セキュリティ対策の実施及びデジタル人材の育成を行うことにより、道のデジタル化を図ることを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力する。  
（1）仮想化技術の導入及び情報セキュリティ対策の実施に向けた課題の抽出及び分析に関すること。  
（2）前項の分析結果等を踏まえた仮想化技術の導入及び情報セキュリティ対策の実施に向けた方策の検討及び提案に関すること。  
（3）前2項に対する、設計、構築及び運用に対する技術協力に関すること。  
（4）デジタル人材の育成に必要な技術教育に関すること。  
（5）その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（役割分担）

第3条 前条に規定する連携及び協力事項の役割分担については、甲及び乙の所掌の範囲内で対応することとし、その具体的内容については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（資源の相互提供）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携及び協力に関し、それぞれが有する設備等の資産、技術、ノウハウ等の資源を相互かつ効果的に活用するものとする。

（経費の負担）

第5条 本協定に基づく連携及び協力に要する経費は、それぞれが負担するものとし、相互に求償しない。

（守秘義務）

第6条 本協定における秘密情報とは、本協定に基づく業務を行うに当たって、甲及び乙から他の当事者に対し秘密である旨が明示された文書等の情報とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は秘密情報に該当しないものとする。  
（1）開示時に、すでに受領者が正当に保有していた情報  
（2）開示時に、すでに公知である情報  
（3）開示後、受領者の責によらず公知となった情報  
（4）受領者が守秘義務を負わずに開示権原を有する第三者から正当に入手した情報  
（5）秘密情報を参照することなく受領者が独自に開発した情報  
2 甲及び乙は、本協定に基づく業務に当たり知り得た秘密情報については、本協定の有効期間中であると当該期間終了後であることを問わず、その一切について守秘義務があることを認識し、甲がその関係会社へ開示する場合は除き、事前に相手方の承諾なしに第三者へ開示又は漏洩してはならないものとする。  
3 甲及び乙は、秘密情報を本協定に基づく業務以外の目的で使用してはならない。

（個人情報）

第7条 甲は、本協定に基づく業務に当たり知り得た個人情報について、個人情報保護法、北海道個人情報保護条例、その他の関係法令等の規定に基づき、適切に取り扱うものとする。

（成果の取扱及びその帰属）

第8条 本協定に基づく連携及び協力による成果とは、本協定に基づく業務の目的に直接関係する発明、考案、意匠、検証結果、ノウハウ等の一切の技術的成果をいう。  
2 前項に定める成果（但し、甲の技術、業務およびその他の事情に関する非公知の情報と資料及び甲の製品に関する情報（製品価格、製品ロードマップ、ライセンスキー、戦略的マーケティング計画、およびソースコードを含む）は除く）は原則として甲及び乙の共有とする。ただし、甲及び乙が、当事者から提供された情報、資料その他の助言、援助等に関わりなく独自に行った成果は、当該成果をなした者に帰属する。  
3 前項に基づき共有とした成果は、甲及び乙は、相手方に対する法令に基づく独占的な権原を設定し、使用を妨げてはならない。

（有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙いずれかから更新しない旨の書面による意思表示がなされないときは、さらに1年間有効とし、その後も同様とする。

（協定解除）

第10条 甲又は乙が有効期間の中途において解約を申し出た場合には、甲と乙は協議を行うものとする。この場合、合意が成立しないときは、甲又は乙は、相手方に対し30日前までに書面で通知することにより、本協定書を解約することができるものとする。

（協議）

第11条 本協定に定めのない事項及び本協定の各条項の解釈に疑義が生じた場合には、各当事者は誠実に協議のうえ対処するものとする。

以上を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、各1通ずつ保管する。

令和3年（2021年）2月27日

甲 東京都港区浜松町1-30-5  
ヴイエムウェア株式会社

代表取締役社長

山 中 直

乙 北海道

総合政策部長

倉本 博 大